

第4回幌加内町議会定例会 第1号

令和5年12月12日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - (1) 議長諸報告
 - ①行事関係報告
 - ②監査委員例月出納検査結果報告
 - (2) 町長行政報告
- 4 同意第18号 幌加内町功労者顕彰条例による表彰について
- 5 同意第19号 幌加内町功労者顕彰条例による表彰について
- 6 報告第6号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 7 報告第7号 付託案件の審査結果報告について
(議案第45号 令和4年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について)
- 8 報告第8号 産建文教常任委員会所管事務調査報告について
- 9 承認第6号 専決処分した事件の承認について(令和5年度幌加内町一般会計補正予算(第5号))
- 10 承認第7号 専決処分した事件の承認について(令和5年度幌加内町一般会計補正予算(第6号))
- 11 一般質問
- 12 議案第53号 幌加内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第54号 幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第56号 幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第57号 幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第58号 幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第59号 幌加内町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第60号 幌加内町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第61号 幌加内町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第62号 幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

- 22 議案第 63 号 幌加内町老人福祉寮の指定管理者の指定について
- 23 議案第 64 号 幌加内町飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 24 議案第 65 号 幌加内町農業施設の指定管理者の指定について
- 25 議案第 66 号 幌加内町ふれあいの家の指定管理者の指定について
- 26 議案第 67 号 幌加内町レークハウスの指定管理者の指定について
- 27 議案第 68 号 幌加内町朱鞠内研修センターの指定管理者の指定について
- 28 議案第 69 号 幌加内町朱鞠内湖畔ロッジの指定管理者の指定について
- 29 議案第 70 号 朱鞠内湖畔公園の指定管理者の指定について
- 30 議案第 71 号 幌加内町民保養センターの指定管理者の指定について
- 31 議案第 72 号 幌加内町物産館の指定管理者の指定について
- 32 議案第 73 号 幌加内町農産加工総合研究センターの指定管理者の指定について
- 33 議案第 74 号 幌加内町交流プラザの指定管理者の指定について
- 34 議案第 75 号 朱鞠内湖遊漁者管理・休憩棟の指定管理者の指定について
- 35 議案第 76 号 朱鞠内湖淡水魚種苗生産供給施設の指定管理者の指定について
- 36 議案第 77 号 令和 5 年度幌加内町一般会計補正予算（第 7 号）
- 37 議案第 78 号 令和 5 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 38 議案第 79 号 令和 5 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 39 議案第 80 号 令和 5 年度幌加内町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

（追加日程）

- 1 発議第 3 号 幌加内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 2 動議案第 4 号 議会改革特別委員会の設置に関する動議について
- 3 閉会中の所管事務調査申し出について

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	3番	小関和明君
	1番	中南裕行君		2番	寺崎嘉男君
	4番	中村雅義君		5番	中川秀雄君
	6番	稲見隆浩君		7番	藤井祐君
	8番	蔵前文彦君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	村上雅之君
総務課長	中河滋登君
産業課長	清原吉典君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	山本久稔君
保健福祉課長	加藤誠一君
地域振興室長	新江和夫君
教育次長	内山渉君
高校事務長	山本めぐみ君
保健福祉課主幹	北村康栄君
診療所事務次長	堀川剛史君
代表監査委員	菊地勝美君
農業委員会長	笠井正展君

○出席事務局職員

事務局長	蔵前裕幸君
書記	

◎開会の宣告

- 議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。
定足数に達しておりますので、令和5年第4回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして1番 中南議員、2番 寺崎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月13日までの2日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。
町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

◎町長行政報告

- 町長（細川雅弘君） 町長。
○議長（小川雅昭君） 町長。
○町長（細川雅弘君） 4点についてご報告をいたします。

まず、主要農作物の数量・販売見込み額について、報告をいたします。

今年の融雪期は平年より早まり農作業は順調に進んだところでありますが、収穫期直前の高温の影響により、農作物全般に、例年にないほど収量の減少や品質に影響があったところであります。

「水稻」の作付面積は、うるち米・もち米合わせまして、前年比 13%減の 254.62 ㌖、出荷数量は 28,179 俵と反収で 11 俵、販売見込高は 3 億 2 千万円余りと前年対比 30%の減であります。

「そば」につきましては、作付面積は、前年対比 4 %増の 3,341.52 ㌖で数量は 24,763 俵と反収が 0.7 俵で、販売見込高は 2 億 4 千万円余りと前年対比 57%の減となりました。

そのほか、畜産においても生乳の減少や個体販売の減少により、1 億 4 千万円余りと前年対比 54%の減となりました。現時点での総販売見込額は、7 億 8,600 円余りと前年対比 46%の減となっているところであります。

次に、ヒグマ出没時に対応する無人航空機の活用についてご報告を申し上げます。去る 10 月 17 日に測量技術に無人航空機を取り入れ事業展開をしている(株)ネクシス光洋様と「無人航空機の支援協力に関する協定」を締結したところであります。この協定は本年、5 月 14 日に朱鞠内湖畔においてヒグマよる事故で、ヒグマ捜査に無人航空機の活用が非常に役立ったことを踏まえ、緊急対応時において協力を要請するものであります。無人航空機による監視の他、追払い捕獲時の捜索、人命救助等に役立たせるものであります。ヒグマに特化した協定は、道内でも先進的な取り組みであり、緊急時のヒグマ対策に期待されるものであります。

なお、(株)ネクシス光洋様から先般、企業版ふるさと納税として 100 万円の寄付をいただいたところで、議案第 77 号にて補正予算を計上しております。

次に、観光事業者への支援についてご報告申し上げます。

今、申し上げましたヒグマの事故によりまして、今後の安全対策として、定点カメラや電気柵の設置の措置を講ずるまで、キャンプ場や遊覧船事業を 7 月まで休業、また、遊漁事業につきましては、朱鞠内湖ルールを策定した上で、9 月に再開したところでありますが、繁忙期での休業に加え、SNS 等の情報拡散による風評被害等の影響により、再開以後も朱鞠内湖畔で営業を行う観光事業者におかれましては甚大な影響を受けたところであります。先般、11 月 1 日付けで観光協会より支援要請を受け、本定例会においてヒグマ事故の影響を受けました観光事業者に対し、経営継続給付金を支給したく補正予算を計上しておりますので、ご審議賜りたくお願いを申し上げる次第です。

最後に、「幌加内町ソバ循環プロジェクトプロデューサー」の委嘱についてご報告を申し上げます。幌加内高校卒業生の石川朋佳さんが、大学卒業後社会人として活躍する傍ら、本町のために役に立ちたいとの思いから、町内の製粉事業者へ幾度となく足を運び、そばの加工時に生じる未利用資源の活用を模索しておりました。このほど未利用資源の有効活用をしている企業を通しまして、幌加内そばの更なる活用と、知名度の向上に寄与する事が見込まれることから、「幌加内町ソバ循環プロジェクトプロデューサー」として、委嘱することを決定したところであります。

今後、石川さんの行動力と、多方面への企業を通して、幌加内そばの活用と知名度向上に期待をしているところであります。以上です。

○議長（小川雅昭君） これで町長の行政報告を終わります。

◎日程第4 同意第18号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、同意第18号 幌加内町功労者顕彰条例による表彰についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （同意第18号朗読、記載省略）

これら多くの公職歴等を歴任され、沼牛自治区長を務められるなど、地域貢献を基礎に本町の発展に大きく寄与した功績は、顕著であり顕彰したく議会の同意を求めるものでございます。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

本件に対する討論を省略し採決をいたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって同意第18号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎日程第5 同意第19号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、同意第19号 幌加内町功労者顕彰条例による表彰についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （同意第19号朗読、記載省略）

地域貢献を基礎に、本町の発展に大きく寄与した功績は顕著であり顕彰したく議会の同意を求めるものであります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

本件に対する討論を省略し採決をいたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって同意第 19 号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎日程第 6 報告第 6 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 6、報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）の件を議題といたします。

本件に関し、説明員の報告を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （報告第 6 号朗読、記載省略）

本件については、町の管理責任が重大として相手方の車両の損害額 93 万 915 円全額を賠償することで和解が成立しました。本件につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の事故処理が終了し、賠償額が確定したため専決処分したものであります。なお、全額保険にて補填されるものであります。

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○1 番（中南裕行君） 議長、1 番。

○議長（小川雅昭君） 1 番、中南議員。

○1 番（中南裕行君） 朱鞠内において、以前にもグレーチングで損害賠償したことがあると思うのですが、今後無いように雪が解けたら総点検して頂きたいと思います。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告案件でありますので以上で報告を終わります。

◎日程第7 報告第7号

○議長（小川雅昭君） 日程第7、報告第7号 付託案件の審査結果報告について（議案第45号 令和4年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について）の件を議題といたします。

本件に関しまして、委員長の報告を求めます。

○3番（小関和明君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、小関委員長。

○3番（小関和明君） （報告第7号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

お諮りをいたします。本件については、質疑討論を省略して採決を行います。

議案第45号 令和4年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について、本件につきまして本件に対する委員長報告は認定すべきであります。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第45号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第8 報告第8号

○議長（小川雅昭君） 日程第8、報告第8号 産建文教常任委員会所管事務調査の報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

○8番（蔵前文彦君） 議長、8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、蔵前委員長。

○8番（蔵前文彦君） （報告第8号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査の報告を終わります。

◎日程第9 承認第6号

○議長（小川雅昭君） 日程第9、承認第6号 専決処分した事件の承認について（令和5年度幌加内町一般会計歳補正予算（第5号））の件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （承認第6号朗読、記載省略）

本件の提案理由につきましては、8月5日から6日にかけて降った豪雨の影響で土地改良区が管理を行う振興の用水路トラフが浮上し、復旧が必要となったことから発生した災害復旧工事に伴う歳出増加による補正でございます。早急な対応が必要と判断し専決処分させていただきました。それでは事項別明細書歳出7ページ、8ページお願いいたします。11款1項2目、農業用施設災害復旧費4,979万7,000円を追加。14節、工事請負費、災害復旧工事で同額でございます。先程ご説明いたしました災害復旧工事によるものでございます。次に歳入の5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。9款1項1目、地方交付税996万円を追加するものでございます。1節、地方交付税同額でございます。歳出の災害復旧費に対する国庫補助を差し引いた金額によりこちらで歳入と歳出の調整を行ってございます。13款2項6目、農林水産業費国庫補助金3,983万7,000円を追加。1節、農地農業用施設災害復旧事業等補助金同額でございます。これにつきましても、先ほど申し上げております災害復旧工事によるものでございます。3ページ、4ページでございます。事項別明細書総括歳入歳出それぞれ4,979万7,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ45億3,383万8,000円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

本件につきましては、補正項目が少ないので、歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第6号 専決処分した事件の承認について(令和5年度幌加内町一般会計補正予算(第5号))の件を採決をいたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第10 承認第7号

○議長(小川雅昭君) 日程第10、承認第7号 専決処分した事件の承認について(令和5年度幌加内町一般会計補正予算(第6号))の件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長(中河滋登君) 総務課長。

○議長(小川雅昭君) 総務課長。

○総務課長(中河滋登君) (承認第7号朗読、記載省略)

本件の提案理由につきましては、賠償金、道営事業負担金それからアニマルアラートにおけるIP告知端末機向け配信の改修費に伴う歳出の増加による補正でございます。いずれも早急な対応が必要と判断し、専決処分をさせていただきました。それでは事項別明細書歳出7ページ、8ページをお願いいたします。2款1項1目、一般管理費45万4,000円を追加。21節、賠償金45万4,000円を追加するものでございます。この件につきましては、先ほどご説明した令和5年8月2日に朱鞠内湖キャンプ場でグレーチングが跳ね上がり相手方のキャンピングカーを損傷した、接触事故に伴う賠償額が確定し、予算残額では不足することから補正を行ったところでございます。6款1項12目、土地改良事業費で124万円の追加。18節、道営幌加内北部地区担い手育成型基盤整備事業負担金で同額でございます。道営事業の事業費増額に伴う負担金の増額によるものでございます。2項1目、林業費50万6,000円の追加。10節、需用費で特別修繕料同額でございます。6月補正で予算計上し、導入したアニマルアラートにおいてIP告知端末と連携をしておりますが、容量の関係から正常に表示されず、軽量版へと改修を行ったものとなります。歳出は以上でございます。次に歳入の5ページ、6ページをお開き願います。9款1項1目、地方交付税174万6,000円の追加。1節、地方交付税で同額でございます。こちらで歳入と歳出のバランスをとっているところでございます。19款4項3目、雑入。2節、損害保険金同額でございます。歳出でご説明いたしました損害賠償の金額の確定に伴う保険金収入となります。3ページ、4ページをお願いいたします。事項別明細書総括でございます。それぞれ歳入歳出に220万円を追加し、歳入歳出を45億3,630万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本件につきましても、補正項目が少ないので、歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第7号 専決処分した事件の承認について令和5年度（幌加内町一般会計補正予算（第6号））の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎日程第11 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第11、一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許します。1番 中南議員の発言を許します。

○1番（中南裕行君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中南議員。

○1番（中南裕行君） 町民の婚活について、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

町の人口減の中、町長は以前から、交流人口の増加、関係人口の増加に努めると言ってきましたが、やはり真の増加にも努力するべきではないか。以前は農家の若者を中心に都市との交流と言って、言わば婚活パーティーを行ったこともございます。交流人口、関係人口の増も必要だと思うが、やはり農家のみならず、町職員の方も独身者が多くおります。男女共やはり結婚をして子供を作り、真の増加に務めるべきではないかと思います。パワハラとか、プライバシーの問題もあろうかと思えますけれども、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

ご質問にありましたとおり、本町の婚活の取り組みについてでありますけれども、古くから農業後継者対策として結婚相談員こういった方を委嘱し、お見合い形式で進めた時代もございます。その後平成4年度に農村ふれあいセンターを設置し、農業青年の意識調査や意見交換を実施し、農業青年交流事業を開催してきたところであります。しかしながら、その後参加者の減少等によりまして近年では自主性を尊重し、各種交流会へ参加する費用を助成する形で支援をしており、過去には成功事例もあったところでございます。ご質問の町民の婚活について私の考えといたしましては、願わくば良きパートナーに恵まれまして本町で暮らし住んでいただきたいと、そういう思いはございますけれども今の時代は多様な生き方をしている方への配慮も必要と考えているところでございます。これにつきましては、全国的に少子高齢化こういったことが社会問題とされているところでございますけれども、ある生命保険会社の調査によりまして結婚に至るきっかけの第1位につきましては、近年ではマッチングアプリということであります。知人や友人の紹介あるいは職場での出会いこういったものを上回っており、それ以外にもSNS これらがきっかけで結婚が成立したといったことになっております。今や結婚に至る出会いの場は様変わりをした感があるというふうに思っております。現行の支援策こういったものは維持したいと思っておりますけれども結婚という極めてプライベートかつデリケートで個人の価値観にかかわる案件につきましては、行政が旗を振るのではなく、ご自身の自主性を尊重したいと考えているところであります。また、ご質問にもありましたとおり本町の人口減少こういったものを穏やかにするためには、町内の組織あるいは雇用の場を守り、そして育て幌加内そばや朱鞠内湖といった豊富なコンテンツを再認識し、サテライトオフィスの利用者こういったものを活かして滞留人口の増加を進めたく存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

○1番（中南裕行君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中南議員。

○1番（中南裕行君） 町長の言われたとおり、色々な問題があつてなかなか強制的にというのは無理かと思えます。後1点、お願いといった形で終わらせて頂きたいと思えます。今ほど町長がマッチングアプリで大半が占めていると言っていました。私もそうではないかと思っておりましたが、町のホームページの中にもそういう場面を入れて頂きまして人口増に努力をして頂きたいと希望を持ちまして終わらせていただきます。

○議長（小川雅昭君） これで中南議員の質問を終わります。

次に6番 稲見議員の発言を許します。

○6番（稲見隆浩君） 議長、6番。

○議長（小川雅昭君） 6番、稲見議員。

○6番（稲見隆浩君） 通告に従い1点質問させていただきます。

JR 北海道バスのダイヤの改正に伴い、今後、名寄方面の高校生が部活等を行う際、午後6時半まで活動を行うと終発に間に合わないといった事になると聞きました。バスの運行に関しましては、JR 北海道バスの人員不足であったり、働き方改革等によってどうにもならない事ではありますが、高校生がそれによって、活動等が制限されるという事があってはならないと思います。保護者の方も子供の為に出来る限り車で迎えに行くとありますが、そこにはやはり燃料代がかかったり、地域の集まり、仕事やその日の体調等で迎えに行けなければ、タクシーなどを利用する事になれば、経済的にも相当な負担になると思われます。

今後、バス通学で高校に行こうと考えている子供の選択肢を守る為にも、各地域を支えている親達の負担を増やさない為にも、行政でバス以外の交通機関を利用した際の補助や迎えに行く際にかかる経費の助成など手助けできる手立てはないか、あるのであれば町長のお考えをお聞かせください。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） 高校生の部活動及び通学に関する事ですので、まず私の方からお答えさせていただきますと思います。ご指摘の JR 北海道バスのダイヤ改正につきましては、先の町政懇談会で説明申し上げたとおり、名寄からの朱鞠内幌加内方面の最終バスの19時10分発が18時25分に45分前倒しになるということに対するご質問かと思えます。該当する高等学校は、名寄高等学校と推察いたしますが、この学校の部活動の活動ガイドラインの終了時間が、18時30分までということで、この時間まで部活動をしてしまうと今議員がおっしゃったとおり、当然最終のバスには間に合わないことになろうかと思います。先の道議会においても議論されましたが、法律改正によりドライバーの労働時間が短縮される、いわゆる2024年問題に近位するバス路線の廃止や大幅な縮小は全道全国で起きている問題であり、例えば夕鉄バスのような完全な路線廃止により通学通勤が困難な場合については、関係自治体でデマンドバスを運行するなど足を守る対策が打ち出されておりますけれども、縮小など不便になることに関する問題に関しては道でも、バス会社など関係機関に要請をしていく程度の回答で終わっているところであります。また、令和4年12月文化庁、スポーツ庁で改定されました学校部活動のあり方に関する総合的なガイドライン及び令和5年3月に改訂されました北海道の部活動のあり方に関する方針にあるように本来、学校部活動は平日で2時間程度という枠の中で遂行されるべきであるということに沿うならば、名寄高等学校側に現在の部活動の主要時間を18時30分から前倒しいただくなどガイドラインの見直しと検討をいただくかまた、現在すすめております、部活動の地域移行によっては、参加できる部活動の状況も大きく様

子が違って参りますので、活動時間を本町通学生徒がバスで帰れる時間帯に設定していただくことも有りかと思います。更に、JR 北海道バス側に生徒の部活の機会を奪わないように配慮いただくなど本町としても要請はして参りたいと存じます。さて、ご質問いただきました保護者の負担軽減措置を町の方に求めるという内容に関しては、JR 北海道バスは旧深名線の代替えとして、町民の足を守るべく運行されており、今回のような不便が生じた場合に自治体で代替えのバスや足の確保を行う事は、JR 北海道バスが利益先行で今後のダイヤの更なる解約を懸念されますので現在のところ、代わりの足を本町単独で手配する考えは持っておりません。本町では通学に係る定期購入の補助や下宿に係る保護者負担の軽減措置制度はすでに支援策を設けておりますので、まずはその施策を充分にご活躍いただいた上で更に補修・拡充等が必要であれば検討して参りたいと存じます。一方で政府が提唱しております、異次元の少子化対策の観点から申し上げますと、一人の子どもの為にもっと大きな支援措置を講ずることも一案と考えますので、どのようなニーズがあるのかも含め調査の上、他の子育て支援の担当部署とも連携して、対応策を検討して参りたいと考えますのでご理解を賜りたいと存じます。以上です。

○6 番（稲見隆浩君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで稲見議員の質問を終わります。
次に5 番 中川議員の発言を許します。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中川秀雄君） 私は、2 点について質問したいと思います。

最初に、学校の「暑さ」対策について質問したいと思います。今年の夏は、異常ともいえる暑さのため、様々な分野でその悪影響が顕在化しております。学校現場もその一つで、管内でも熱中症とみられる症状が頻発した事態が起こっております。このため、全道各地でも児童生徒の安全と健康を守る立場から、夏休み期間の延長や各教室にエアコンを設置するなど様々な検討がなされ報道でも知らされているとおりであります。本町においても、来年以降こうした気象状況が必ず起こるかどうか分かりませんが、世界的に地球沸騰の時代と言われている時代の中では本町においてもそうした対応は必要と思われます。当然検討はしていると思いますが、現在全体の暑さ対策について、どのような方向で検討が行われているのかお伺いしたいと思います。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） お答えいたします。

本町における学校の暑さ対策につきましては、令和4年第3回定例会での一般質問において、費用面の検討を踏まえながら近隣市町村の整備状況や対策を参考にしつつ、検討したい旨の回答をさせていただきましたが、今ご指摘いただきましたように今年の夏には本町でも異常とも言える暑さに見舞われ学校においても屋外での学習活動を見合せた例や体調の変化を訴えた児童生徒が保健室で対応をした例もあったと承知しております。道内においても、学校活動内での熱中症によると見られる痛ましい事故が発生し、道教委をはじめ道内自治体においても空調機器の導入などの対応を進めている事例が報道されているところです。本町においても、各学校の普通教室へのエアコン導入の検討を進めており、財源の目途など準備ができ次第予算化を行い順次導入を図りたいと考えております。また、整備されるエアコンの稼働が早くても来年の夏休み以降となることが予測されますので、それまでの臨時的な対応策として、先程、町長の行政報告等にもありました各小中学校にスポットクーラーを導入することとして本議会において、補正予算を計上しておりますのでご理解を賜りたいと思います。また、夏休み期間の延長等の件につきましても、先般の報道等でご承知かと思いますが、道教委において道立学校における夏季休業日と冬季休業日をそれぞれ引き続き25日以内としていた日数の定めを合わせて56日以内とし、各学校の事情により学校長が設定できるとした関係規則等の改正を行っております。本町においても同様の内容で学校管理規則等の改正を検討しており、夏季休業日を従来よりも長く設定できるなど、柔軟な学校運営が行えるように整え、児童生徒の健康と学習環境の確保に取り組んで参る所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 地方創生臨時交付金の活用で、農業者に対して肥料・飼料の価格の高騰対策をとということで質問させていただきます。今夏の「暑さ」の影響で、農業に対しても非常に大きな悪影響が出ております。本町の主要な作物であるソバや米が収量・品質で大きな被害を受けております。それは先ほど町長の行政報告にあったとおりであります。価格についてもうるち米などは、一割程度の上昇はありますけれども、ソバあるいはもち米については、昨年度よりは下がってはいませんがほんの少し上昇しました。もちろんソバについては、数量払いの単価の増加などもあります。品代だけの単価で見ることにはできない面もありますが、それにしても全体として、先程の報告にもありましたように46%の売り上げの減少が予想されるという状況であります。一方、肥料や飼料などの生産材については依然として、昨年度より若干下落はしておりますけれども、依然として高留りという状況が続いております。こうした中、会期中の臨時国会において地方創生臨時交付金が予算化されまして推奨事業の内容も明らかになってきました。前回総額で500億ですから前回の3月の7割程度ということで交付がされようとしております。前回本町では、1,800万円余りの交付を受けており、概算ですが、その7割で計算すればおおよそ1,300万円程度の交付があるもの

と思われます。この臨時交付金を活用いたしまして、今年も先ほど言いましたような状況から農業者に対して、今年も肥料・飼料の高騰対策として少なくとも、昨年度かそれ以上の直接的な支援が私は必要かと思いますがその点について、お考えをお伺いいたします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。ご案内のとおり内閣府ではエネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者あるいは事業者の支援を通じた地方創生をはかるためデフレ完全脱却のための総合経済対策の対応ということで11月2日に閣議決定をされたところであります。地方自治体が地域の実情に応じて決め細やかに、必要な事業を実施できるよう物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といった名称で創設されております。本町におきましては、11月29日に1,021万6,000円の交付限度額の通知があったところであります。この交付金の使途につきましては、交付限度額1,021万6,000円でありますけれども、繰越することができるのかどうか、あるいは年度内に執行しなければならないものか、これもまだはっきりしていない状況でありますけれども、いわゆる対象事業これを各部署で検討をして頂きたいということで、限られた財源で効果的な事業の執行が出来るよう、現在指示をしているところであります。今現在では、具体的にどの事業に充当するか、こういったものはお示しできませんけれども、物価高騰の影響これを受けた方というのは農業者のみならず、商工業者あるいは一般町民、光熱費こういったものも相当高騰しているということで農業者に限らず、町民すべからく影響を受けたところでございます。私といたしましても、物価高騰対策に重点をおきたい、こういった考えでありますけれども、必要に応じてきめ細やかに対応すべく現在関係団体へ聞き取りも行っているところでございます。対象事業を検討し、年度内に執行する対象事業がありましたら議会へも報告させていただきますので、ご理解を賜りたく存じます。以上です。

○5番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時44分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 12 議案第 53 号～日程第 14 議案第 55 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 12、議案第 53 号 幌加内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件から日程第 14、議案第 55 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件までの 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第 53 号、第 54 号、第 55 号朗読、記載省略）

本件の提案理由でございますけれども、令和 5 年 8 月 7 日人事院勧告が行われました。ポイントとして今回改正の 1 点目は、民間給与との格差、月例給平均 3,869 円 0.96%を埋めるため初任給若年層に重点を於いた給料月額引き上げ。もう一つは、期末勤勉手当の支給月数とともに職員は 0.05 月分を引き上げ 0.1 月分とすることと、定年前再任用短時間勤務職員は 0.025 月分引き上げ 0.05 月分とする 2 点でございます。給料表は行政職給料表大卒程度初任給で 1 万 1,000 円、同様に高卒者 1 万 2,000 円の引き上げこれを踏まえ 1 級、2 級、3 級及び 4 級の平均改定率を 5.2%、2.8%、1.0%及び 0.4%とし、5 級以上の改定率はいずれも 0.3%となるようにするものでございます。なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額についても各級の改定率を踏まえ所要の引き上げを行うものでございます。各条例の改正について条例の前文の朗読は省略させていただきたいと思います。また、資料 1 と議案を一緒にご覧いただきたいと思います。まず資料 1 について説明いたしますのでご準備のほどよろしくお願いいたします。資料 1 でございますが、令和 5 年度人事院勧告伴う改正対応。左の方で基準日が 12 月 1 日、改正前期末 4,400、今回 12 月議会で改正するのは、期末を 4.5 として 0.1 ポイント引き上げるものでございます。3 役、基準日が 6 月 1 日、12 月 1 日、改正前期末手当 2.2 でございます。それを今回の 12 月支給分で 2.2 を 2.3 に引き上げるものでございます。令和 6 年度につきましては、6 月・12 月いずれも 2.25 月分として 4.5 月分として改正をするものでございます。職員、基準日 6 月 1 日、12 月 1 日改正前につきまして期末勤勉手当につきまして、いずれも期末が 1.2 月分、勤勉が 1.0 月分で 2.2、合わせて 4.4 月分についてを今回の 12 月議会の支給分の改正として期末 0.05 月分を引き上げ 1.25 月分、勤勉を同じく 0.05 月分引き上げ 1.05 月として 2.3 月分と改正をして 0.1 月分を引き上げる改正を行うものでございます。令和 6 年度につきましては 6 月それから 12 月の期末勤勉手当合わせた支給月を同数とするために 2.25 月分として 4.5 月分として改正をするものでございます。定年前再任用短時間勤務職員につきましては、6 月、12 月改正前それぞれ期末勤勉手当合わせまして 1.15 月分合わせて 2.3 月分につきまして、これを今回の 12 月の議会で期末 0.025 月分を引き上げ 0.7、勤勉を 0.025 月分引き上げ 0.5 とし 1.2、0.05 月分の引き上げ改正を行うものでございます。なお、令和 6 年度につきましては、職員と同様に 6 月、12 月の期末勤勉手当を同様に 1.175 月分として合計 2.35 月分に今回改正するということになります。資料についての説明は、以上で終わらせていただきまして、議案の第 53 号をご説明申し上げます。新旧対照表によりご説明を申し上げます。右が旧、左が新。第 5 条の期末手当について 440/100 を 450/100 に改めて改正するものでございます。附則こ

の条例は、交付の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。議案第54号をお願いいたします。第1条でございますけれども、新旧対照表のアンダーライン部分120/100とあるのは220/100、新の方では125/100とあるのは230/100と読み替えて12月支給の期末手当の0.1月分を引き上げ改正を行います。第2条になりますけれども同様に旧では125/100とあるのは230/100、122.5/100とあるのは225/100といたしまして6年度分の6月、12月支給部分についての改正を行うものでございます。附則施行期日等第1条この条例は交付の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。2項第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。給与の内払い第2条、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いと見なす。議案第55号の方を新旧対照表によりご説明申し上げます。第1条につきまして期末手当第14条の2項で職員につきましては給与120/100を125/100に改正いたします。3項で定年再任用短時間勤務職員につきましては、読替規定でございますので後段部分の67.5/100を70/100として改正するものでございます。勤勉手当、第14条の2項第1号で職員につきましては、アンダーラインの部分100/100を105/100に改めるものでございます。2号につきましては、定年再任用短時間勤務職員について勤勉手当基礎額を47.5/100を新では50/100に改めるものでございます。別表第1につきましては、先程ご説明申し上げました行政職給料表について議案に添付されているとおり見直すものでございます。別表第2につきましては、医療職給料表に薬剤師など医療技術職が対象となるもの。同様に医療職給料表3は看護師等が対象となる給料表について改正を行います。合わせて定年再任用短時間勤務職員の給料に関しましても同様に引き上げ改正するものでございます。第2条につきましては、先程申したとおり第14条の期末手当125/100職員でございますが、122.5/100とするものでございます。3項で定年再任用短時間勤務職員につきましては、後段の読替規定の70/100を68.75/100と改正するものでございます。勤勉手当について第14条の2項を第1号でアンダーラインの部分職員につきましては、105/100を102.5/100。第2号定年再任用短時間勤務職員につきましては、50/100を48.75/100に改正提案するものでございます。附則施行期日等第1条この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。2項第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から適用する。これは給料表に関する規定でございます。3項第1条の規定による改正後の給与条例のここは訂正願いたいのですが規定の規定はとなっておりますが、規定はに直していただきまして令和5年12月1日から適用する。これにつきましては、手当関係でございます。給与の内払い第2条第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払いと見なす。以上で3件議案の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。はじめに、議案第53号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 54 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 55 号について質疑ありませんか。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中川秀雄君） 提案では、職員のボーナスと再任用のボーナスの関係なのですが、職員の場合は 0.1 ヶ月分の上積みと、ただ再任用職員については、0.05 ヶ月分ということで、それでなくとも今まで正職と再任用については、格差があったわけですが、更にこの時点で今回の提案ではボーナスの面でも格差が広がるという結果になるかと思うのですが、本来であれば少しでも再任用の労働条件あるいは給与水準をできるだけ正職に近づける立場から言えば今回の措置はどうかと思います。その辺はどうお考えでしょうか。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） 答弁でございますけれども、人事院勧告ということに基づいてございます。職員につきましては、フルタイムで勤務した上で 0.05 月分ということでございます。再任用につきましては、短時間の再任用職員ということで業務の量等もございますので勧告のとおり 0.025 のアップ半分ではございますけれどもそういうことで提案をさせていただいているところでございます。確かに議員がおっしゃるとおり元々の金額につきまして再任用の職員の金額等は低いというような事も承知してございますけれどもある程度職員と再任用の職員の改正について格差が出るのは致し方ないというように考え、今回提案しているところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） よろしいですか。

○5 番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） なければこれで質疑を終わります。

これから、順次討論を行います。はじめに、議案第 53 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 54 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 55 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、順次採決を行います。はじめに、議案第 53 号 幌加内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 54 号 幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 55 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 56 号

○議長(小川雅昭君) 日程第 15、議案第 56 号 幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長(山本久稔君) 住民課長。

○議長(小川雅昭君) 住民課長。

○住民課長(山本久稔君) (議案第 56 号朗読、議案資料記載省略)

提案の理由について申し上げます。全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日に交付されております。その後、関係政令の整備に関する政令、これが令和 5 年 7 月 20 日に交付されたところでございます。これに伴いまして、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されておきまして、国民健康保険税におきましても子育て世帯の経済的負担軽減及び次世代育成支援を進める観点から出産する予定の被保険者及び出産した被保険者これに係る産前産後期間の所得割及び均等割を減額する制度が創設されたものです。この度、幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置となるもので、出産する予定、又は出産した被保険者

が減額の対象となります。減額される対象期間及び保険税としましては出産予定月の前の月から4か月分を減額の対象期間とし、当該年度に属する月数の保険税の所得割額及び均等割額を減額とするものでございます。それでは議案の新旧対照表に参ります。すべて追加項目となりますので、各条項の朗読は省かさせていただきまして追加する条項の説明を申し上げます。新旧対照表左側新のまず第16条に第3項の追加となります。ここの第3項の第1号では基礎課税額の所得割の減額。第2号これにつきましては、同じく基礎課税額の均等割の減額、それぞれを4か月分と定めるものでございます。次に第3号ですが、後期高齢者支援金等課税額の所得割の減額。第4号では、同じく後期高齢者支援金等課税額の均等割の減額をそれぞれ4ヶ月分と定めるものでございます。次に第5号になりますが、介護保険金課税額の所得割の減額となります。引き続き3ページ目に参りますが、第6号につきましても、介護保険金課税額の均等割の減額をそれぞれ4ヶ月分と定めるものでございます。第17条の3の追加となります。産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置に関する届出の規定となっております。第1項では届出書に記載する必要事項を規定するものでございます。第2項では、第1項の届出書に添付する書類等を規定するものでございます。第3項では、届出を行う期間を出産予定日の6ヶ月前からと規定するものでございます。第4項につきましては、第1項及び第2項の届出を省略できる旨の規定を設けるものでございます。なお、これら減額された額につきましては、公費で賄う事とし国が1/2、道が1/4、市町村が1/4で負担するものでございます。附則に参ります。附則施行期日等第1項、この条例は令和6年1月1日から施行する。第2項、この条例による改正後の幌加内町国民健康保険税条例の規定は令和5年度分の国民健康保険税の内、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税の内令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税についてなお、従前の例によるでございます。以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 57 号～日程第 20 議案第 61 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 16 議案第 57 号 幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についての件から日程第 20 議案第 61 号 幌加内町特別会計条例の一部を改正する条例についての件までの 5 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 57 号、58 号、59 号、60 号、61 号朗読、議案資料記載省略）

それでは、議案第 57 号 幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてから議案第 61 号 幌加内町特別会計条例の一部を改正する条例についての 5 議案に係る提案事由を先に申し上げます。この 5 つの議案につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から移行となる公営企業会計に係る簡易水道事業及び下水道事業の財務会計適用に係る条文の追加及び法適用化前年度限り適用される官庁法式会計の打ち切り決算に伴う利用料金の納入期限の変更が主な改正内容となっております。議案第 57 号、新旧対照表をご覧くださいと思います。左が新条例で右が旧条例となっております。新条例の第 2 条に地方公営企業法の財務規定の適用を追加。第 2 条地方公営企業法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 2 項の規定に基づき簡易水道事業に法の財務規定等を適用するを追加しております。附則この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。議案第 58 号、新旧対照表をお願いいたします。新条例第 21 条の納期限を当月分を翌月 5 日までにを当月末までに改正するものであります。附則この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。議案第 59 号、新旧対照表をお願いいたします。新条例の第 2 条に地方公営企業法の財務規定等の適用追加。第 2 条地方公営企業法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 2 項の規定に基づき農業集落排水事業に法の財務規定等を適用するを追加しております。第 13 条使用料の徴収第 2 項の納入期限を当月分を翌月 5 日までにを当月分を当月末までにと改正しております。第 15 条届出を行わないときの使用料としまして上項繰り下げによる条文 1 行目第 9 条を第 10 条に同（2） 1 行目第 9 条を第 10 条に改正しております。附則この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。議案第 60 号、新旧対照表をお願いいたします。新条例第 2 条に地方公営企業法の財務規定等の適用を追加。第 2 条地方公営企業法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 2 項の規定に基づき、個別排水処理事業に法の財務規定等を適用するを追加しております。第 7 条融資等条項繰り下げによりまして条文 1 行目第 4 条を第 5 条に改正。第 12 条使用料の徴収第 2 項の納入期限を当月分を翌月 5 日までにを当月分を当月末までに改正。第 13 条届出を行わないときの使用料につきまして条項繰り下げにより、条文 1 行目第 7 条を第 8 条に改正。（2）につきましても同様、第 7 条を第 8 条に改正するものであります。附則この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。議案第 61 号、新旧対照表をお願いいたします。公営企業会計の移行に伴い令和 6 年 3 月 31 日をもって簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計を閉じる事から第 1 条の設置特別会計から（4）の簡易水道事業特別会計簡易水道事業（5）の下水道事業特別会計下水道事業を削除。第 2 条弾力条項の適用。前条の条項削除により各条 1 行目第 5 号を第 3 号に改正するものです。附則この条例は令和 6 年 4 月 1 日から

施行する。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑をお受けいたします。

はじめに、議案第 57 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 58 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 59 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 60 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 61 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、順次討論を行います。はじめに、議案第 57 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、議案第 58 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、議案第 59 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、議案第 60 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、議案第 61 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、順次採決を行います。

はじめに、議案第 57 号 幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号 幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号 幌加内町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号 幌加内町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号 幌加内町特別会計条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 62 号

○議長(小川雅昭君) 日程第 21、議案第 62 号 幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長(新江和夫君) 地域振興室長。

○議長(小川雅昭君) 地域振興室長。

○地域振興室長(新江和夫君) (議案第 62 号朗読、議案資料記載省略)

提案事由について、ご説明いたします。幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画は、過疎地域の

支援に関する特別措置法の規定に基づき過疎地域における持続的発展を図ることを目的に令和3年度から令和7年度までの5年間の対策と事業内容を取りまとめ、令和3年9月の町議会第3回定例会において議決をいただき現在執行しているところでございます。この度、幌加内町における過疎対策として、市町村計画に事業を追加する必要が発生したことから市町村計画の変更について議決を求めるものです。それでは1ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。左側に変更前、右側に変更後の記載となっております。今回の変更につきましては、事業名等の新規が1件となります。右欄変更後下線の引いてある部分が今回の追加箇所となります。それでは、個別説明に入ります。持続的発展施策区分3地域における情報化。事業名（9）過疎地域持続的発展特別事業と情報化を新規に搭載し、事業内容に幌加内町情報通信ネットワーク事業を追加し、事業主体に町を追加するものです。幌加内町情報通信ネットワーク事業につきましては、地上デジタル難視聴地域に対する地デジ電波の再送信全世帯を対象とした、情報端末機の適切な管理運用を継続して行うため追加するものです。次に2ページをご覧くださいと思います。こちらの記載内容につきましては今ほどご説明いたしました1ページと内容が重複してしまいます。こちらは、過疎地域持続的特別事業の再掲となりますので説明を省略いたします。今回の変更に伴う幌加内町情報通信ネットワーク事業に伴う歳出予算については、3月3日に開催されました令和5年第1回町議会定例会において予算が議決済でございます。歳入予算につきましては、今回の第4回町議会定例会の補正予算を提案しております。本計画変更につきましては、去る11月20日付けで過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき北海道知事との協議を終えております。以上でご説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午後 14 時 00 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 22 議案第 63 号～議案第 73 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 22、議案第 63 号 幌加内町老人福祉寮の指定管理者の指定についての件から日程第 32 号、議案第 73 号 幌加内町農産加工総合研究センターの指定管理者の指定についての件までの 11 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第 63 号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由であります、来年 3 月 31 日をもって指定管理者の指定期間が終了することから再度 3 年間の指定管理者の指定をするため議会の議決を求めるものであります。指定にあたっては、幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条に規定する公募によらない指定管理者の候補者を選定したところであります。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 64 号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由であります、来年 3 月 31 日をもって指定管理者の指定期間が終了することから再度 3 年間の指定管理者の指定をするため議会の議決を求めるものであります。指定にあたっては、幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条に規定する公募によらない指定管理者の候補者を選定したところであります。

○産業課長（清原古典君） 産業課長。

○議長（小川雅昭君） 産業課長。

○産業課長（清原古典君） （議案第 65 号、66 号、67 号、68 号、69 号、70 号、71 号、72 号、73 号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由であります、来年 3 月 31 日をもって指定管理者の指定期間が終了することから再度 3 年間の指定管理者の指定をするため議会の議決を求めるものであります。指定にあたっては、幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条に規定する公募によらない指定管理者の候補者を選定したところであります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、順次質疑を行います。はじめに、議案第 63 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 64 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 65 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 66 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 67 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 68 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 69 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 70 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 71 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 72 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 73 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、順次討論を行います。はじめに、議案第 63 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 64 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 65 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 66 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 67 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 68 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 69 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 70 号について討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 71 号について討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 72 号について討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第 73 号について討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、順次採決を行います。

はじめに、議案第 63 号 幌加内町老人福祉寮の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号 幌加内町飲料水供給施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号 幌加内町農産施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号 幌加内町ふれあいの家の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号 幌加内町レークハウスの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号 幌加内町朱鞠内研修センターの指定管理者の指定についての件を採決いた

します。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号 幌加内町朱鞠内湖畔ロッジの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号 朱鞠内湖畔公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号 幌加内町民保養センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号 幌加内町物産館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号 幌加内町農産加工総合研究センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

地方自治法第 117 条の規定によりまして、小関和明君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

(小関議員退場)

午後 2時22分

午後 2時23分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第33 議案第74号

○議長（小川雅昭君） 日程第33、議案第74号 幌加内町交流プラザの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○産業課長（清原古典君） 産業課長。

○議長（小川雅昭君） 産業課長。

○産業課長（清原古典君） （議案第74号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由であります。来年3月31日をもって指定管理者の指定期間が終了することから再度3年間の指定管理者の指定をするため議会の議決を求めるものであります。指定にあたっては、幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条に規定する公募によらない指定管理者の候補者を選定したところであります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第74号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第74号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第74号 幌加内町交流プラザの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第74号は原案のとおり可決されました。

地方自治法第117条の規定によりまして、中南裕行君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

(中南議員退場・小関議員入場)

午後 2時26分

午後 2時27分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第34 議案第75号～日程35 議案第76号

○議長（小川雅昭君） 日程第34、議案第75号 朱鞠内湖遊漁者管理・休憩棟の指定管理者の指定についての件から日程35、議案第76号 朱鞠内湖淡水魚種苗生産供給施設の指定管理者の指定についての件までの2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○産業課長（清原古典君） 産業課長。

○議長（小川雅昭君） 産業課長。

○産業課長（清原古典君） （議案第75号、76号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由であります。来年3月31日をもって指定管理者の指定期間が終了することから再度3年間の指定管理者の指定をするため議会の議決を求めるものであります。指定にあたっては、幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条に規定する公募によらない指定管理者の候補者を選定したところであります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。はじめに、議案第75号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第76号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、順次討論を行います。はじめに、議案第75号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に、議案第76号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、順次採決を行います。はじめに、議案第75号 朱鞠内湖遊漁者管理・休憩棟の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号 朱鞠内湖淡水魚種苗生産供給施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（中南議員入場）

午後 2 時 3 2 分

午後 2 時 3 3 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 36 議案第 77 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 36、議案第 77 号 令和 5 年度 幌加内町一般会計補正予算（第 7 号）についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） （議案第 77 号朗読、議案資料記載省略）

事項別明細書歳出より説明いたしますので 15 ページ、16 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目、議会費 16 万 7,000 円追加です。3 節、議員期末手当につきましては、先ほど改正条例の議決をいただきました期末手当 0.1 月分を増額するものです。2 款 1 項 3 目、文書広報費 85 万 7,000 円の減額です。7 節、フォトコンテスト報賞品 43 万 2,000 円、13 節、路線バス回数券 42 万 5,000 円の減につきましては、「高校生フォトコンテスト」事業の執行残を整理するものであります。4 目、ふるさと納税運営費 1,391 万 4,000 円の追加です。ふるさと納税につきましては、当初予算では歳出においては、7,000 万円の寄付を想定し、計上しておりましたが、11 月末までで、6,354 万 1,000 円の寄付があり、年ベースでは、7,000 万円を超えることが予想されますので、追加するものであります。2,000 万円の寄付の増額を想定し、7 節、ふるさと納税謝金で 1,000 万円。12 節、ふるさと納税代行業務委託料 344 万 3,000 円、13 節、ふるさと納税公金支払システム利用

料 47 万 1,000 円をそれぞれ追加するものであります。5 目、財産管理費 141 万 9,000 円の減額です。14 節、旧推進本部解体工事につきましては、執行残を整理するものです。6 目、基金積立金 1,660 万 7,000 円の追加です。24 節、基金積立金利子財政調整 40 万 7,000 円、これにつきましては、積立金及び利息の確定により追加するものであります。次の公共交通整備運営基金 1,520 万円につきましては、過疎債ソフト分を財源としている他の事業費がほぼ確定したことにより、残りをここに積み立てるものであります。次の企業版ふるさと納税基金 100 万円につきましては、行政報告のとおりでございます。9 目、地域振興費 12 万 8,000 円の追加です。10 節、修繕料につきましては、江丹別峠にありますテレビ中継局の HTB の送受信装置が故障したため修理するものです。修理完了までは予備機で対応することとしております。10 目、地域情報通信費 60 万円の追加です。10 節、修繕料につきましては、IP 設備の修繕において共架している北電等の電柱移設の件数が多かったため、追加するものです。11 目、総合行政システム費 1,453 万 8,000 円の追加です。12 節、個別業務システム改良業務委託料 1,364 万円につきましては、一つ目といたしまして、森林環境税の徴収のためのシステム改修費で 349 万 8,000 円となっております。これにつきましては、森林環境税は、令和 6 年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収するものになりますが、新年度に間に合わせるため今回追加するものであります。二つ目といたしまして、住民基本台帳と戸籍附票システムの改修で 481 万 8,000 円。これにつきましては、氏名のふりがな表記の法制化に伴うもので、改修仕様が示されたため今回追加するものです。これについては全額国の補助を予定しております。三つ目といたしまして、介護保険システムの改修で 532 万 4,000 円追加です。これにつきましては、令和 6 年度から 3 年間の第 9 期介護保険事業の開始にあたり、保険料の見直しや制度改正が予定されているため、今年度中に改修するものであります。次の情報機器等保守更新委託料 83 万 6,000 円につきましては、住民基本台帳ネット機器のリースが令和 6 年 2 月で終了予定でしたが、その機器を更新せずにもう 1 年延長できることとなったため、1 年分の保守料を追加するものであります。13 節、ライセンス使用 6 万 2,000 円につきましては、介護保険システムのソフトライセンス使用料の計上漏れがありましたので追加するものであります。12 目、交通安全対策費 4 万円の追加です。チャイルドシート等購入費助成金につきまして当初 3 名分を予定しておりましたが、更に 2 名の予定があるため追加するものであります。13 目、地方創生事業費 38 万 2,000 円の減額です。12 節、サテライトオフィス整備事業委託料につきましては執行残を整理するものであります。2 項 1 目、徴税総務費 10 万円の追加です。22 節、過年度過誤納還付金につきましては年度末を見込み追加するものであります。4 項 2 目、知事道議会議員選挙費 32 万 7,000 円の減額です。4 月 9 日執行の知事道議選挙に係わる経費について、費用確定により、整理するものであります。5 項 1 目、諸統計調査費 2,000 円の追加です。今年度実施しております住宅・土地統計調査において、北海道より交付金の追加決定がありましたので、1 節、調査員報酬で 1,000 円、13 節、時間外手当で 1,000 円を交付決定に合わせそれぞれ追加するものです。7 項 4 目、教育対策費 224 万 4,000 円の追加です。17 節、一般備品購入費につきましては、一般質問の答弁でもありましたが、小中学校 3 校へ移動可能なスポットクーラーを各学校それぞれ 4 台ずつ整備するものです。1 台当たり 18 万 7,000 円となっており、これについては国庫補助を予定しているところであります。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 242 万 7,000 円の追加です。18 節、老人家庭等福祉灯油代助成金 82 万円につきましては、灯油価格の高騰に伴い緊急対策とし

て、高齢者世帯等に暖房用灯油代の追加助成を行うものであります。当初予算では、1世帯当たり7,000円を助成しておりますが、灯油価格がリッター当たり118円と高騰したことから更に5,000円を上乗せするもので、164世帯を予定しております。27節、国民健康保険特別会計操出金24万4,000円につきましては、財政安定化支援事業の確定及び出産一時金の増によるものです。介護保険特別会計操出金136万3,000円につきましては、保険給付費の増が主な要因であります。詳細については、特別会計にて説明を行います。2目、老人福祉費130万5,000円の追加です。10節、特別修繕料62万9,000円につきましては、老人福祉寮福寿荘の電気温水器が設置後22年を経過し、老朽化により故障したため更新するものです。19節、老人施設入所者措置費67万6,000円につきましては、今月より1名の方が老人福祉法に基づく措置の対象となり、入所することとなったため追加するものであります。5目、医療給付費142万7,000円の追加です。11節、乳幼児等医療費請求事務取扱手数料3万4,000円。19節、乳幼児等医療費139万3,000円につきましては、当初見込みより実績が多くなったため、年度末を見込み追加するものであります。4款1項5目、保健環境衛生費131万6,000円の減額です。12節、軽作業業務委託料で31万6,000円、18節、不良空き建築物等撤去促進事業補助金100万円の減額です。年度末を見込み整理するものであります。2項1目、塵芥処理費18万5,000円の追加です。12節、資源ごみ中間処理業務委託料66万円の減につきましては、契約単価の変更により減額となります。処分場・パーク作業委託料84万5,000円につきましては、処分場勤務の会計年度職員の退職に伴い、後任として町内のNPO法人より、1名を11月より派遣してもらうため追加するものであります。6款1項3目、農業振興費2,697万5,000円の追加です。18節、環境保全型農業直接支払い補助金446万2,000円の追加につきましては、堆肥設用取り組み面積が113ha増えたため増額するものであります。麦・大豆生産技術向上事業補助金1,290万円につきましては、国の補助事業である国産小麦大豆供給力強化総合対策で、農業者1戸で新たな営農技術の取り組みとして小麦110haの排水対策や研修会の開催などの取り組みに対し対象となったため追加するものです。産地生産基盤パワーアップ事業補助金906万3,000円につきましては、こちらも国の補助事業で国産シェア拡大、麦大豆機械導入対策で、農業者1戸で大豆の面積の増加に伴いコンバイン・マニアスプレッター・カルチの機械購入が対象となったため追加するものであります。これらについては北海道経由のトンネル補助となっております。24節、基金積立金利子55万円につきましては、それぞれ積立金及び利息の確定により増減するものとなっております。12目、土地改良事業費91万1,000円の追加です。18節、農業経営高度化促進事業補助金につきましては、幌加内北部地区の土地改良事業において、通年施行4.5haに係わる調整経費が確定したため追加するものであります。7款1項1目、商工振興費52万6,000円の追加です。18節、商工業振興奨励補助金につきましては機械設備整備で1件新たに申請があり、不足分を追加するものであります。2目、観光費103万8,000円の追加です。14節、工事請負費3件は、執行残を整理するものです。18節、観光事業者経営継続対策補助金150万円につきましては、行政報告でありましたが5月のヒグマによる人身事故の影響を受け、5月から7月までの3ヶ月の間に前年比売り上げが50%以上減少している町内観光事業者に対し、経営継続対策給付金として1件50万円を限度として支給するものです。3目、まどか運営費132万円の追加です。10節、特別修繕料につきましては、円形校舎側の平成23年に設置した暖房用ボイラーが故障し使用不可となったため取り替えるものです。8款1項1目、土木総務費4万3,000円の追加です。8節、普

通旅費につきましては、年度末を見込み不足分を追加するものであります。2項1目、道路橋梁維持費79万円の追加です。12節、警備業務委託料につきましては、除雪センター職員の1名の減員に伴い、それを補うため、排雪時の誘導業務を警備会社へ委託するため追加するものです。2目、道路新設改良費357万1,000円の減額です。12節、産業廃棄物処理業務委託料416万2,000円につきましては、新成生2号橋改修に伴うPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理量が確定し追加するものです。14節、工事請負費773万3,000円の減につきましては、事業が確定により執行残を整理するものです。4項1目、住宅管理費121万9,000円の追加です。10節、修繕料200万円につきましては、町営住宅特定賃貸住宅に係わるものですが、発注予定及び今後を見込み増額するものです。特別修繕料78万1,000円の減につきましては執行残を整理するものです。2目、住宅建築費66万6,000円の減額です。12節、委託料、14節、工事請負費につきましても、それぞれ事業が確定し執行残を整理するものです。6項1目、下水道費82万2,000円の減額です。27節、下水道事業特別会計につきましても、事業確定に伴う執行残の整理によるものです。詳細については、特別会計にて説明をいたします。9款1項1目、消防総務費989万4,000円の減額です。18節、士別地方消防事務組合負担金につきましては、当初、母子里積載車の更新を予定しておりましたが、ベースとなる車体（トヨタハイラックス）が受注しており、年度内での購入が見込めず、来年度へ延ばすこととしたため、関係経費を減額するものが主な要因となってございます。この車につきましては現在は、受注を再開しており、来年度での購入は可能と見込んでいます。議案資料2から8ページに明細書を添付しておりますので、後ほどご参照ください。10款1項3目、教育振興費107万8,000円の追加です。12節、外壁アスベスト含有調査業務委託料につきましては、教員住宅を来年度において解体するための事前調査をするものです。幌小校舎横1棟1戸、高校教員用交流プラザ裏1棟2戸を対象としております。4目、学校営繕費3万8,000円の追加です。特別修繕料67万6,000円につきましては、幌小教員住宅1戸においてベランダサッシのゆがみで開閉に支障があるため改修するものであります。14節、工事請負費につきましては、執行残を整理するものです。2項1目、学校管理費6万円の追加です。17節、一般備品購入費につきましては、幌小の平成16年に購入した職員室冷蔵庫が故障したため更新するものです。3項1目、学校管理費2万7,000円の追加です。10節、修繕料につきましては、教員用パソコンのハードディスクが故障したため改修するものです。4項、高等学校総務費18万1,000円の減額です。10節、修繕料14万9,000円の追加につきましては、校舎前のマンホールに段差があり除雪に支障があったため改修するものです。14節、工事請負費につきましては執行残を整理するものです。3目、寄宿舎費44万4,000円の減額です。14節、工事請負費につきまして執行残を整理するものであります。5項1目、学校給食費25万8,000円の追加です。10節、修繕料につきましては、給食配送車の車検整備で15万8,000円の追加。調理機械の修理で10万円につきましては今後見込み追加するものとなってございます。以上で歳出の説明を終わりますが、人件費につきましては、31から35ページに「給与費明細書」を添付しておりますので後ほどお見通し願います。

次に、歳入を説明いたします。7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入9款1項1目、地方交付税133万6,000円の追加です。収支の調整をここで行っております。11款1項1目、分担金41万円の追加です。1節、道営幌加内北部地区担い手育成型基盤整備事業分担金につきましては、通年施工に係わる補助金の受益者負担45%分となってございます。2項

1 目、分担金 18 万 2,000 円の追加です。2 節、老人福祉施設措置費負担金につきましては、歳出で説明しました老人施設入所措置の個人負担金となつてございます。13 款 1 項 1 目、民生費国庫補助金 4 万 9,000 円の追加です。7 節、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金につきましては、未就学児に係わる均等割保険料の 5 割軽減に対する国の補助となつてございます。2 項 4 目、教育費国庫補助金 169 万 5,000 円の追加です。1 節、学校保健特別対策事業費補助金につきましては、小中学校のスポットクーラー分で 102 万円。高等学校の網戸設置分で 67 万 5,000 円となつてございます。5 目、総務費国庫補助金 861 万 3,000 円の追加です。1 節、社会保障・税番号制度システム整備費補助金。481 万 8,000 円につきましては、住基戸籍のシステム改修に係わるものです。デジタル基盤改革支援補助金 379 万 5,000 円につきましては、国が進める基幹系の二重業務のシステムの標準化システムに移行するための業務に対するもので、交付決定がありましたので今回追加するものです。なお、支出については、5 月 30 日の補正予算で計上しているところでございます。14 款 1 項 1 目、民生費道補助金 2 万 5,000 円の追加です。8 節、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金これにつきましても未就学児に係る均等割保険料の 5 割軽減に対するも道の補助となつてございます。2 項 3 目、農林水産業費道補助金 2,581 万円につきましては、1 節、環境保全型農業直接支援対策事業補助金 334 万 6,000 円については、支出でありました事業費の増に伴うものです。農業経営高度化促進事業補助金 50 万 1,000 円につきましては、道営幌加内北部地区土地改良事業の通年施工に係わる補助金の 55%分となつてございます。次の 2 件につきましては歳出の農業振興費で説明しましたトンネル補助となるもので歳出と同額となつてございます。15 款 1 項 2 目、利子及び配当金 1 節、基金利子につきましては、積立額利率の変更により、それぞれ増減するものであります。2 項 1 目、不動産売払い収入 45 万 6,000 円につきましては、1 節、土地売払い収入 35 万 1,000 円につきましては、添牛内の宅地を地元の方へ 852.99 m² 30 万円、二つ目が幌加内幹線用水路事業で国へ 808.99 m² 5 万 2,341 円。2 節につきましては、建物売払い収入 10 万 5,000 円。添牛内の町営住宅 1 戸をそれぞれ売払いしたため追加するものであります。16 款 1 項 2 目、使途指定寄附金 2,100 万円の追加です。1 節、ふるさと納税につきましては、歳出同様 2,000 万円を増額するものです。企業版ふるさと納税寄付金につきましては、行政報告のとおりでございます。17 款 1 項 1 目、基金繰入金 95 万 5,000 円の追加です。財政調整基金から 2 件基金利子の変更により増減するものであります。20 款 1 項 1 目、総務債 2,370 万円の追加です。1 節、公共交通整備運営事業債 1,520 万円につきましては、歳出 2 款 1 項 6 目の基金積立金に係わるものであります。過疎ソフトを充当することとなつてございます。地域情報通信基盤整備事業債 850 万円につきましては、光通信設備の保守料及び光ケーブルの電柱使用料に対するもので、こちらも過疎ソフトを充当する予定となつてございます。2 目、民生費 50 万円の減。6 目、土木債 740 万円の減額。7 目、消防債 920 万円の減額。これらにつきましても、事業確定・中止によりそれぞれ減額するものです。以上で歳入を終わります。次に、5 ページ、6 ページをお願いいたします。事項別明細書総括であります。歳入歳出ともに 6,808 万 8,000 円を追加し、総額 46 億 412 万円 6,000 円とするものです。3 ページ、4 ページの第 2 表地方債補正につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお見通しをお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出 15 ページから質疑をお受けいたします。15 ページ、16 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、17 ページ、18 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、19 ページ、20 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、21 ページ、22 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、23 ページ、24 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、25 ページ、26 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、27 ページ、28 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、29 ページ、30 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 無いようですので次に、事項別明細書歳入 7 ページから質疑を受けます。7 ページ、8 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、9 ページ、10 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、11 ページ、12 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に、13 ページ、14 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） それでは歳入・歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 77 号 令和 5 年度幌加内町一般会計補正予算（第 7 号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 3時08分

午後 3時25分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第37 議案第78号

○議長（小川雅昭君） 日程第37、議案第78号 令和5年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第78号朗読、議案資料記載省略）

事項別明細書歳出からご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。歳出1款1項1目、一般管理費6,000円を追加するもので、10節、同額でございます。消耗品費6,000円の追加ですが、マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業としまして鑑賞パンフレット、リーフレットを作成したところです。2款4項1目、出産育児一時金50万円を追加するもので18節、同額でございます。出産育児一時金50万円の追加で出産件数が増えたことによる追加であります。5款1項1目、基金積立金52万6,000円を追加するもので24節、同額でございます。基金積立金52万6,000円の追加ですが、令和4年度からの繰越金52万7,661円を基金へ積立てるものでございます。歳出の説明は以上です。

歳入の説明に参りますので5ページ、6ページをお開きください。2款1項1目、国庫補助金5,000円を追加するもので1節、同額でございます。出産育児一時金補助金で5,000円の追加ですが、出産件数の増によるものでございます。2目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金6,000円を追加するものでございます。1節、同額です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金6,000円の追加ですが、歳出1款のマイナンバーカードのパンフレット、リーフレットを作成に係る国からの補助金となります。3款1項1目、保険給付費等交付金50万円を追加するもので、1節、同額でございます。普通交付金50万円ですが、出産件数の増に伴うものでございます。5款1項1目、一般会計繰入金24万4,000円を追加するもので、1節、同額でございます。財政安定化支援事業8万9,000円の減でございますが、令和5年度の普通交付税の算定額確定による減額でございます。出産育児一時金33万3,000円の増ですが、出産件数の増に伴うものでございます。2項1目、基金繰入金24万9,000円を減じるものでございます。1節、同額でございます。国保

財政調整基金繰入金 24 万 9,000 円の減でございますが、国保事業費納付金の財政調整となるものでございます。6 款 1 項 1 目、繰越金 52 万 6,000 円を追加するものです。1 節、同額です。前年度繰越金 52 万 6,000 円の追加ですが、歳出で同額を基金に積立てるため追加するものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、3 ページ、4 ページをお開きください。事項別明細書の総括でございます。歳入歳出共に 103 万 2,000 円を追加し、歳入・歳出それぞれ 1 億 5,847 万 9,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本件につきましては、補正項目が少ないので、歳入・歳出全般について質疑をお受けします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 78 号 令和 5 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についての件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 38 議案第 79 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 38、議案第 79 号 令和 5 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第 79 号朗読、議案資料記載省略）

事項別明細書歳出よりご説明をいたしますので、9 ページ、10 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目、一般管理費 6,400 円の追加であります。10 節、印刷費で同額の追加であります。介護保険被保険者証の材紙に不足が見込まれることから追加するものであります。3 項 1 目、介護認定審査会費 2 万 2,000 円の追加であります。11 節、主治医意見書作成料で同額の追加であります。

が、対象者の増加により年度末を見込み追加するものであります。2款1項1目、居宅サービス給付費487万5,000円の追加であります。18節、居宅サービス給付費で同額の追加であります。介護度の悪化による介護認定区分の変更により給付費の増加が見込まれることから不足分を追加するものであります。3目、施設サービス給付費342万円の追加であります。18節、施設サービス給付費で同額の追加であります。施設の利用者が増加したことにより給付費の増加が見込まれることから不足額を追加するものであります。2項1目、高額サービス費192万円の追加であります。18節、高額サービス費で同額の追加であります。介護認定区分の変更により限度額を超えるサービスの利用者の増加が見込まれることから年度末を見込み追加するものであります。以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので事項別明細書歳入5ページ、6ページをお開きください。2款1項1目、介護給付費負担金187万2,000円の追加であります。1節、現年度分介護給付費負担金で増額の追加であります。これは歳出2款の保健給付費の増額によるもので施設分で15%、その他分で20%の負担金を追加するものであります。2項1目、調整交付金95万5,000円の追加であります。1節、現年度分調整交付金で同額の追加であります。歳出保険給付費の増額に伴い保険給付費の9.35%分の交付金を追加するものであります。3款1項1目、介護給付費交付金275万7,000の追加であります。1節、現年度分介護給付費交付金で同額の追加であります。こちらも歳出の保健給付費の同額に伴い保険給付費の27%分の交付金を追加するものであります。4款1項1目、介護給付費負担金144万8,000円の追加であります。1節、現年度分介護給付費負担金で同額であります。こちらにつきましても、歳出の保険給付費の同額に伴い施設分で17.5%、その他分で12.5%の負担金を追加するものであります。6款1項1目、一般会計繰入金136万3,000円の追加であります。1節、介護給付費繰入金で127万7,000円の追加であります。こちらも歳出保険給付費の増額に伴い、保険給付費の12.5%を追加するものであります。事務費繰入金8万6,000円の追加につきましては、歳出1款、総務費の同額分を追加するものであります。2項1目、基金繰入金190万6,000円の追加であります。1節、介護給付費準備基金繰入金で同額であります。今回の補正で不足となる財源を基金から繰入れするものであります。以上で歳入の説明を終わります。

次に3ページ、4ページをお開きください。事項別明細書総括になります。歳入歳出それぞれ1,030万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億27万2,000円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても、補正項目が少ないので歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 79 号 令和 5 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 39 議案第 80 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 39、議案第 80 号 令和 5 年度幌加内町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 80 号朗読、議案資料記載省略）

それでは、歳出から説明いたします。8 ページ、9 ページをお開きください。1 款 1 項 2 目、財産管理費 18 万 3,000 円の減。12 節、処理施設運転監視業務委託料で同額。執行残を整理するものであります。3 目、浄化槽管理費 883 万 9,000 円の減。12 節、合併処理浄化槽保守点検業務委託料で 15 万 4,000 円の減。14 節、合併浄化槽設置工事で 868 万 5,000 円の減。いずれも執行残を整理するものであります。

次に歳入に移ります。6 ページ、7 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、他会計繰入金 82 万 2,000 円の減。1 節、一般会計繰入金で同額。歳出補正予算の減額に伴い、一般会計からの繰入を減ずるものであります。5 款 1 項 1 目、下水道事業債 820 万円の減。1 節、個別排水処理施設整備事業債で同額。本年度の個別排水施設整備の実績確定により不要額を整理するものであります。以上で歳入の説明を終わります。

4 ページ、5 ページをお願いします。事項別明細書総括です。歳入歳出それぞれ 902 万 2,000 円を減額し、総額を 2 億 3,861 万 4,000 円とするものであります。なお、3 ページに第 2 表地方債の補正を添付しておりますが、後ほどお目通しいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 80 号 令和 5 年度幌加内町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全出席議員 起立)

○議長(小川雅昭君) 起立多数。したがって議案第 80 号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

午後 3 時 4 4 分

午後 3 時 4 6 分

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長(小川雅昭君) ただいま、小関議員外 2 名から幌加内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についての件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第 1 発議第 3 号

追加日程第 1、発議第 3 号 幌加内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○3 番(小関和明君) 3 番。

○議長(小川雅昭君) 3 番、小関議員。

○3 番(小関和明君) (発議第 3 号朗読、記載省略)

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。

本件に対する質疑・討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 3時50分

午後 3時51分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま、8番 蔵前議員外1名から議会改革特別委員会設置に関する動議が提出されました。

この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって動議案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第2 動議案第4号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第2、動議案第4号 議会改革特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

○8番（蔵前文彦君） 8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、蔵前議員。

○8番（蔵前文彦君） （動議案第4号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより本件に関する討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本動議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、動議案第4号は原案のとおり可決されました。

それでは引き続きまして議長の指名により、特別委員の選任を行います。

お諮りをいたします。ただいま、設置されました議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定によりまして、3番 小関議員、6番 稲見議員、7番 藤井議員、8番 蔵前議員、以上の4名にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をした4名の諸君を議会改革特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置をされました議会改革特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条の規定に関わらず議長から指名をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長、副委員長につきましては、議長から指名をすることに決定をしました。

それでは、議長から指名をいたします。委員長には、8番 蔵前議員、副委員長には6番 稲見議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名をしましたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員長、副委員長はただいま指名をしましたとおり決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時58分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。ただいま各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 閉会中の所管事務調査申し出について

○議長（小川雅昭君） 追加日程第3、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり各常任委員長及び議会運営委員長からそれぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。

お諮りをいたします。本件は申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして本日で閉会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小川雅昭君） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回幌加内町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月12日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員